

賛助会員規約

協同組合 関西ファッション連合

(目的)

第1条 この規約は、本組合定款第52条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、次の各号の一に掲げる事業者であつて、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

- (1) 本組合の区域内において本組合の資格事業を営まない事業者及び団体
- (2) 本組合の区域内における事業者及び団体

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行なう。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) 本組合又は組合員との連携を蜜にするための懇親会の開催
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

2 事業の利用は、当該事業者又は団体会員及びその役員並びに従業員とする。

(加入)

第4条 賛助会員たる資格を有し、本組合員1名、若しくは同賛助会員1名の推薦を有するものは、本組合の承諾を得て加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(入会金・会費)

第5条 賛助会員は、入会金及び会費を納入するものとする。

2 入会金は、30,000円とし、前条第2項の理事会で加入が承認され次第納入するものとする。

3 会費の額は、1口10,000円とし、組合と協議の上、口数を決定するものとする。

(脱 退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、60日前までに書面により本組合に届出て脱退するものとする。

(除 名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

(1) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした賛助会員

(2) 会費の納入を怠った賛助会員

(3) 故意または重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員

(4) その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。